

2021年10月策定

# 愛知県過疎地域持続的発展計画

～「暮らし」・「ひと」・「しごと」を未来へつなぐ～

(2021年度～2025年度)

2025年3月変更



## 目 次

I	基本的な事項	1
1	策定趣旨・位置付け等	1
	(1) 策定趣旨	1
	(2) 計画期間	1
	(3) 対象地域	1
	(4) 持続的発展の基本方針	2
	(5) 過疎地域持続的発展方針の取組の柱	3
	(6) 過疎地域の持続的発展に関する目標	5
	(7) 計画期間の達成状況の評価に関する事項	5
2	都道府県の責務	6
II	過疎地域の持続的発展に関する分野別施策	6
1	移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成	6
2	農林水産業、商工業、情報通信産業その他産業の振興及び観光の開発	7
3	地域における情報化	13
4	交通施設の整備、交通手段の確保	13
	(1) 基幹的な市町村道等の整備	13
	(2) 県道等の整備	14
	(3) 市町村に対する補助事業	15
	(4) 交通確保対策	15
5	生活環境の整備	16
6	子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	19
7	医療の確保	20
8	教育の振興	21
9	集落の整備	22
10	地域文化の振興等	22
11	再生可能エネルギーの利用の推進	22
12	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	23

# I 基本的な事項

## 1 策定趣旨・位置付け等

### (1) 策定趣旨

愛知県過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）第9条、「愛知県過疎地域持続的発展方針（以下「県方針」という。）」、「あいちビジョン2030」及び「あいち山村振興ビジョン2025」に基づき、過疎地域の持続的発展に資する施策として、県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする事業について策定する。

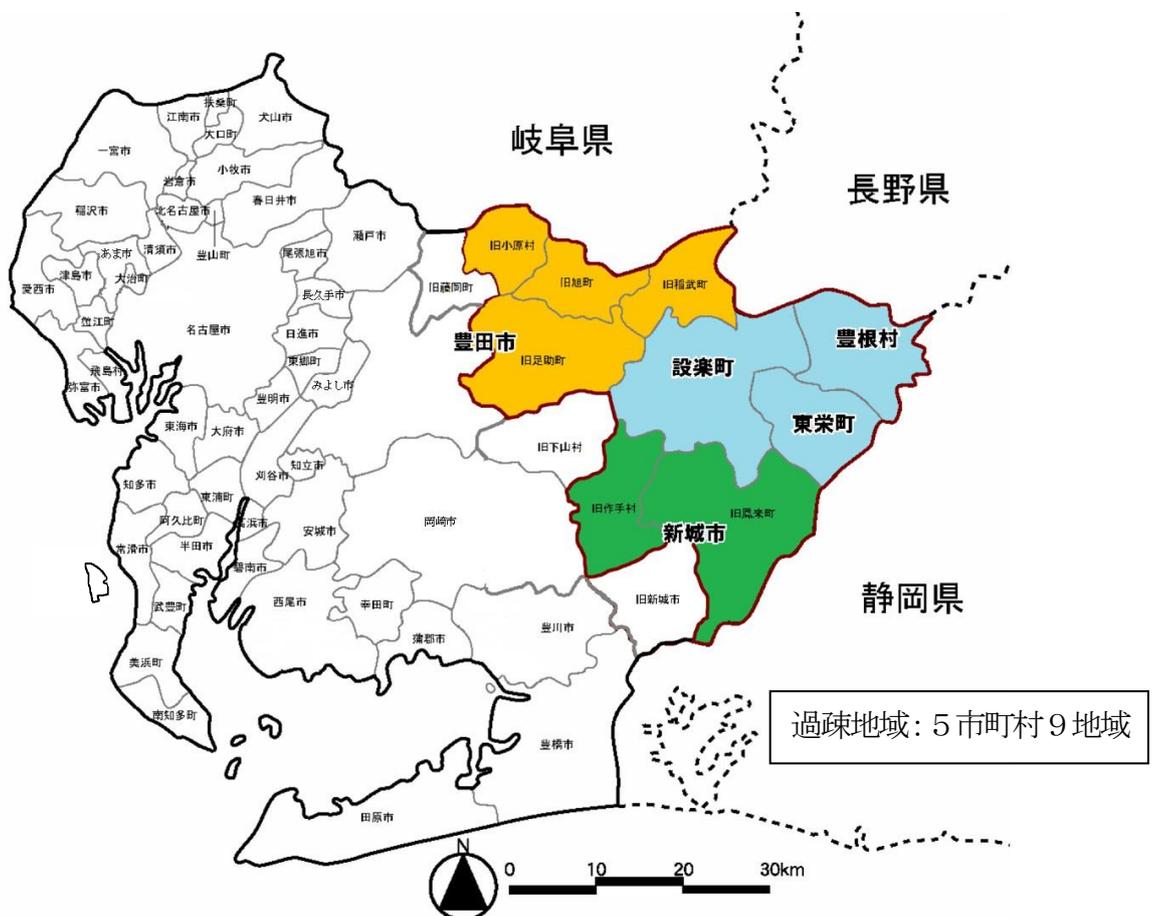
### (2) 計画期間

2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間

### (3) 対象地域

本県では、過疎法に基づき、以下の市町村が指定されている。

根拠条文	市町村名	地域
過疎法第2条	設楽町、東栄町、豊根村	各町村全域
過疎法第3条	新城市	旧鳳来町、旧作手村の地域
過疎法附則第7条	豊田市	旧小原村、旧足助町、旧旭町、旧稲武町の地域



#### (4) 持続的発展の基本方針

過疎地域においては、若年層の都市部への転出や少子高齢化などにより、今後も人口減少の傾向が続く見込みであり、経済活動の低迷や地域の担い手不足の深刻化、地域社会の支え合いの力の低下が懸念される。

高齢化や地域経済の縮小による共助機能の低下は、公助ニーズの拡大を招き、若年層の都市部への転出、少子高齢化の進行による担い手不足による支え合いの力の低下は、これまで地域で実施していた寄合・草刈等の共同作業や伝統文化・伝統芸能の継承にも大きな影響を与える。

また、農林業の担い手不足は、森林や農地・農業水利施設などが有する多面的機能の発揮にも支障を及ぼすこととなるなど、依然として厳しい状況にある。

一方で、設楽ダム、リニア中央新幹線、アジア競技大会及びアジアパラ競技大会など、過疎地域の発展に寄与することが期待されるビッグプロジェクトも控えており、また、リモートワークを通じた働き方の変化や新しい人の動きも出ている。

このような中で、これまで行ってきた取組・成果を引き継ぎながら、新しい人の動きや時代に合わせた取組を行うことで、将来にわたって安全安心に暮らせる地域をつくり、環境変化に柔軟に対応する元気で豊かな地域づくりを実現するため、基本目標を以下のとおりとし、目標を達成するため、4つの視点による取組を推進する。

#### 【基本目標】

環境変化に柔軟に対応する元気で豊かなあいちの山里

～安全安心な生活と活力の維持向上～

#### ①安全安心に住み続けられる地域づくり

道路、公共交通、情報通信などの社会基盤の整備や森林・農地の維持保全に引き続き取り組み、災害などにも対応した安全安心に住み続けられる地域を目指す。

#### ②住みたくなる地域づくり

関係人口の創出・拡大や就業支援などにより、新たな人の動きを活かし、活力が維持できる地域とすることで、住みたくなる地域を目指し、交流・定住を促進する。

#### ③地域経済の循環が促進される地域づくり

過疎地域に大きな影響を与えるビッグプロジェクトの進展による人の動きや、名古屋圏などの大都市圏に近接する全国的にもめずらしい特性を活かし、地域経済を循環させ発展につなげる。

#### ④SDGsの理念を踏まえた持続可能な地域づくり

過疎地域は、森林のCO<sub>2</sub>吸収機能など多面的機能を持つことから、国連が掲げるSDGsの理念を踏まえ、経済・社会・環境の調和のとれた持続可能な地域づくりに向けて重要な役割を果たしていく。

## (5) 過疎地域持続的発展方針の取組の柱

「環境変化に柔軟に対応する元気で豊かなあいちの山里～安全安心な生活と活力の維持向上～」の実現に向けて、2025年度までに重点的に取り組むべき5つの柱のもとで各種施策に取り組む。

### 5つの取組の柱

#### 柱1 安全安心で持続可能な地域社会づくり

生活に欠かせない道路網の整備・バス路線の確保、生活基盤の維持・拡充を行うことで、将来にわたって安全安心に暮らせる地域社会をつくる。

#### 柱2 関係人口の創出・拡大と地元愛の醸成

首都圏等都市部在住者の地方への関心が高まっている現状を活かし、都市部在住者の移住や関係人口の創出・拡大により、将来的な地域の担い手を育成する。

#### 柱3 なりわいを育てる

事業承継や移住者による継業を推進するとともに、地場産業である農林業の担い手確保や、地域に必要な「なりわい」の担い手を育てる。

#### 柱4 地域資源のさらなる磨き上げ

リニア中央新幹線の開業等を見据え、広域観光ネットワークを構築するとともに、地域に根差した観光資源を深掘りした上で、旅行者の誘客強化を図る。

#### 柱5 新たなライフスタイルへの対応

テレワークやワーケーション、ドローンを活用した物流促進など、新しい技術を活用することで、これまでにない山間地域での暮らしのあり方を確立する。

# あいちビジョン2030

愛知県の分野別計画

過疎地域持続的発展方針等

## あいち山村振興ビジョン2025

新たなライフスタイル  
への対応

安全安心で持続可能  
な地域社会づくり

地域資源の  
さらなる磨き上げ

関係人口の創出  
・拡大と地元愛の醸成

なりわいを育てる

環境変化に柔軟に対応する  
元気で豊かなあいちの山里  
～安全安心な生活と活力の維持向上～

## (6) 過疎地域の持続的発展に関する目標

過疎地域は、本県面積の約 26.7%を占めており、水源のかん養、災害の防止、自然環境の保全、生物多様性の保全などの多面的機能を持っている。

また、生活に潤いを与える豊かな自然、地域に根差した様々な祭り、伝統芸能など、都市地域では味わうことができない時間を過ごすことができる存在ともなっており、都市地域を含めた県全体を支える重要な役割を果たしており、この地域が元気で豊かであることが愛知県の発展にとって重要である。

一方で、過疎地域においては、県内の他の地域と比べて若年層の都市部への転出や人口減少や高齢化が進み、地域の担い手不足による支え合いの力の低下が懸念され、地域の担い手となる人材を育成し、安全安心な生活と活力の維持向上を図る必要がある。

そのために、本計画では過疎地域及び山村振興法の指定地域等を含めた三河山間地域の振興について、中期的な目標、考え方を示すとともに、その実現に向けた重点的な取組の方向性を示した「あいち山村振興ビジョン 2025」で定める各分野別施策を推進し、本計画における過疎地域の持続的発展に関する目標は、過疎地域を含む三河山間地域全体に関する目標とし、以下のとおりとする。

指標名	現状値	目標値
三河山間地域の人口	105,146 人	95,105 人

※現状値は、2015 年国勢調査による。

県は、2025 年の三河山間地域の人口推計値 (95,105 人) を少しでも上回るよう「県方針」及び「あいち山村振興ビジョン 2025」等に基づき、様々な施策を実施する。

## (7) 計画期間の達成状況の評価に関する事項

本計画の進捗管理（達成状況の評価の時期及び手法）については、「あいち山村振興ビジョン 2025」第 5 章に定めるところにより進捗管理を行う。

あいち山村振興ビジョン 2025

第 5 章 ビジョンの推進に当たって

### 2. 進捗管理

#### (1) 年次レポートによる点検・見直し

○ビジョンの推進に当たっては、このビジョンで示した施策の着実な推進を図っていく一方で、目標年次である 2025 年度までには、現時点では想定し得ない様々な社会経済の変化が起こることも予想されます。そのため、毎年度、年次レポートを作成し、ビジョンに示されている施策の進捗状況や新たに取り組むべき課題の把握など、ビジョンの更なる充実を図っていくとともに、社会経済の変化に応じたビジョンの点検、見直しなどを行っていきます。

#### (2) あいち山村振興ビジョン 2025 の周知

○ビジョンの基本目標を達成するためには、県民の方一人一人の協力が不可欠であることから、県は様々な機会を通じて、県民の方へ、ビジョンとその進捗状況の周知に努めます。

## 2 都道府県の責務

県は、過疎法第1条に定める目的を達成するため、過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連携調整並びに人的及び技術的支援その他必要な支援を行う。

また、過疎地域市町村を一律に捉えるのではなく、都市部への距離、地域の特性、自然環境、各市町村におけるまちづくり戦略を考慮し、地域別の視点を導入してきめ細やかな分析・対応を行う。

広域自治体であることで実施可能な過疎地域全体の情報発信を県内外に積極的に発信するとともに、人口が減少しても活力が維持できる地域づくりを過疎地域市町村、地元団体、企業等と一丸となって進める。

## II 過疎地域の持続的発展に関する分野別施策

### 1 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成

移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成の推進施策として、次に掲げる事業を過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
●首都圏等での移住相談事業	東京に移住相談員を設置し、移住促進に必要な「くらし」、「しごと」、「住まい」などを総合的に支援する。
●首都圏等での就労支援事業	東京と名古屋に設置する「あいちU I Jターン支援センター」において、県内での仕事や移住に関する情報を紹介するとともに、愛知県内の企業説明会の開催等を通じて、U I Jターンを促進する。
●キービジュアルを活用した移住促進強化事業	三河山間地域及び離島のキービジュアルを活用し情報発信をするとともに、移住フェアへの出展等を通じて移住を促進する。
●交流人口・関係人口創出・拡大事業	地域の多様な担い手となることが期待できる関係人口を創出・拡大することで、地域の担い手不足の解消を図る。 美と健康に着目した新たな観光ブランドのプロモーションや国内外の旅行者から宿泊先として選ばれる環境づくり、スポーツを通じた集客促進を行うなど、交流人口・関係人口の創出・拡大を図る。
●起業活動支援事業	三河山間地域での起業活動を支援することで、移住者等による起業活動の活発化及びネットワーク強化を図る。

●愛知県交流居住センター事業	中小企業や小規模事業者の活発化、特に企画力・雇用力等の向上を図るため、兼業・副業・プロボノ人材受入れのための交流機会の提供等を通じて、関係づくりの支援を行う。
●Uターン促進事業	小学生向けに、仕事や地域資源に関する認識を高める機会を提供し、将来を担う人材の確保につなげる。
●農業経営力向上支援事業	各経営体が抱える課題解決の支援を行うことにより、経営規模等から他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる農業経営体である「基幹経営体」を育成・確保する。
●農業人材力強化総合支援事業（国事業名：新規就農者育成総合対策）	就農に向けて、県が認定した研修機関等において研修を受ける者に対して「就農準備資金」を交付（1,500千円/年）する。
○農業人材力強化総合支援事業（国事業名：新規就農者育成総合対策）	経営開始直後の新規就農者に対して「経営開始資金」を交付（1,500千円/年）する。また、就農直後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する（補助率1/4（別に国1/2）、補助対象事業費限度額5,000千円又は10,000千円）。
●漁業金融制度資金	漁業近代化資金などの制度資金により、施設や設備の取得、経営の改善、運転資金など漁業経営に必要な資金を支援する。
●半農半Xの支援	農業と他の仕事を組み合わせた働き方である「半農半X」を促進するため、県webページで情報を提供する。
○愛知県移住支援事業（移住支援金）	東京一極集中の是正、地方の担い手不足に対処するため、東京23区から移住して県内企業に就業する者等に「移住支援金」を支給することにより、経済的な負担の軽減を図り、本県へのU I J ターンを促進する。

## 2 農林水産業、商工業、情報通信産業その他産業の振興及び観光の開発

農林水産業、商工業、情報通信産業その他産業の振興及び観光の開発の施策として、次に掲げる事業を過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
<p>(1) 農業の振興</p> <p>●農業試験研究事業</p> <p>●農地環境整備事業</p> <p>●愛知産ジビエ販路拡大事業</p> <p>○山村地域鳥獣被害防止対策事業</p> <p>○農業農村多面的機能支払事業</p> <p>○中山間地域等直接支払交付金</p>	<p>山間地向け稲の品種育成、特産農産物の開発、野菜・花きの生産及び安定技術に関する試験研究を行う。</p> <p>中山間地域において、優良農地の保全を図るとともに、耕作放棄地の拡大を防止するため、農業生産基盤の整備を行う。</p> <p>愛知産ジビエの販路拡大の取組を支援する。</p> <p>鳥獣による農林水産物等の被害を防止するため、市町村が行う総合的・計画的な対策に助成する。補助率 1/2 以内（ただし、設楽町、東栄町、豊根村 1.7/3 以内）</p> <p>農業者等で構成される組織が、農地を農地として維持していくために行う水路の泥上げや農道の草刈り等の地域の基礎的保全活動等を支援する。（農地維持支払）</p> <p>地域住民を含む活動組織が行う施設の軽微な補修や農村環境保全活動の幅広い展開等を支援する。（資源向上支払：共同活動）</p> <p>老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を支援する。（資源向上支払：長寿命化活動）</p> <p>補助率 1/4（別に国1/2）</p> <p>中山間地域等生産条件が不利な地域における耕作放棄を防止し、国土保全等の多面的機能を確保するため、急傾斜地等の一団の農用地で農業生産活動等を行う農業者に対し直接支払を実施する。</p> <p>通常地域 補助率 1/4以内（別に国1/2以内、市町村1/4） 特認地域 補助率 1/3以内（別に国1/3以内、市町村1/3）</p>
<p>○あいち型産地パワーアップ事業</p>	<p>・農業機械等及び生産資材の導入</p> <p>・施設の整備</p> <p>・既存施設の能力向上を伴う改修</p> <p>・その他知事が認めるもの</p> <p>補助率 1/3以内</p>
<p>○農畜産業振興事業（うち畜産振興事業）</p>	<p>・家畜糞尿処理対策事業 補助率 1/3</p> <p>・自給飼料等利用促進事業 補助率 1/3</p>

<p>○山村振興営農環境整備事業</p> <p>○単独土地改良事業</p> <p>○基盤整備促進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かんがい排水 補助率 7/10</li> <li>・農村総合整備（土地改良総合整備） 補助率 5/10</li> <li>・農村総合整備（農村集落生活環境整備） 補助率 3/10～6/10</li> <li>・農道整備、農道舗装、農道特殊改良 補助率 2/3</li> <li>・水田営農活性化対策関連土地改良 補助率 6/10</li> </ul> <p>・中山間地域基盤整備促進 補助率 3.5/100～5/100</p> <p>稲作及びその転作の高度化・効率化に資するため、きめ細かい土地基盤の整備及び農用地の利用集積等の推進を図り、農用地利用の高度化及び農業経営の安定化を促進する事業に対して補助する。 補助率 2/10（別に国5.5/10）</p>
<p>(2) 林業の振興</p> <p>●森林・林業に関する試験研究</p> <p>●森林環境譲与税活用事業</p> <p>●あいちのスマート林業推進事業</p> <p>○森林整備地域活動支援交付金</p> <p>○循環型林業事業費補助金</p> <p>○次世代森林育成事業（あいち森と緑づくり事業）</p>	<p>循環型林業を推進するため、ICT等を活用した森林の管理や利用技術の開発、県産木材の利用用途の検討を行うとともに、森林の有する多面的機能を維持・増進するため、健全な森林育成に関する技術の開発を行う。</p> <p>担い手の確保のため、愛知県林業労働力確保支援センター等と連携し、就業相談会やインターンシップ支援などを実施するとともに、担い手の育成のため、森林・林業技術センターにおいて各種技術習得研修等を実施する。</p> <p>木材生産・流通の効率化・コスト削減のため、ICT等を活用したシステムや機械の導入・定着の支援を行う。</p> <p>森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、「森林経営計画作成促進」等の地域における活動を確保するための支援措置として交付金を交付する。 補助率 1/4（別に国1/2）</p> <p>循環型林業の推進のため、主伐時における末木枝条の集材、再造林、獣害対策に対して補助する。 補助率 定額</p> <p>人工林の若返りを図るため、伐採・集材やその後の再造林、獣害対策、下刈り、除伐、見回りに対して補助する。 補助率 定額</p>

○次世代林業基盤づくり事業	充実した森林資源の循環利用を図るため、高性能林業機械等の導入や木材加工流通施設等の整備に対して補助する。 補助率 4/10 以内、1/3 以内、1/2 以内等
<p>(3) 水産業の振興</p> <p>●水産業試験研究事業</p> <p>●内水面資源の増大</p> <p>○水産多面的機能発揮対策事業</p>	<p>アユ、アマゴ等の資源維持増大を図るための種苗放流技術開発、マス類等の養殖技術開発を行う。</p> <p>栽培漁業センターにおいて、河川に放流するアユの種苗生産を実施する。</p> <p>漁場の生産力を高め水産業・漁村の持つ多面的機能を強化するため、漁業者等を含む活動組織による漁場保全活動等を支援する。</p>
<p>(4) 農林水産業の振興 その他</p> <p>●県税の課税免除</p> <p>●あいちの農林水産物ブランド力強化事業</p> <p>○山間地営農等振興事業</p>	<p>過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を営む個人で自家労力により事業を行った日数が一定の基準を満たすものに対する事業税の課税免除を行う。</p> <p>過疎地域持続的発展市町村計画において農林水産物等販売業が振興すべき業種として定められている場合にあつては、当該市町村計画に記載された産業振興促進区域内において農林水産物等販売業の用に供する取得価額要件を満たす設備の取得等をした者に対する事業税、不動産取得税及び県が課する固定資産税の課税免除を行う。</p> <p>「いいともあいち運動」を活用して、県産農林水産物の知名度向上や販路拡大、主要品目のブランド力強化を図る。</p> <p>自然的・経済的・社会的諸条件に恵まれない山間地・離島に対し、農林漁業近代化、資源活用のための施設整備等に助成し、農林漁業振興を強力に推進する。 補助率 1/2 以内 (ただし、家畜ふん尿処理施設に限り 3/5 以内)</p>
<p>(5) 地域産業の振興</p> <p>●首都圏等での就労支援事業 (再掲)</p>	東京と名古屋に設置する「あいちU I J ターン支援センター」において、県内での仕事や移住に関する情報を紹介するとともに、愛知県内の企業説明会の開催等を通じて、U I J ターンを促進する。

<p>●愛知県交流居住センター事業（再掲）</p> <p>○商業振興事業費補助金（地域商業活動活性化事業）</p>	<p>中小企業や小規模事業者の活発化、特に企画力・雇用力等の向上を図るため、兼業・副業・プロボノ人材受入れのための交流機会の提供等を通じて、関係づくりの支援を行う。</p> <p>地域経済の発展のために、商店街等が自主的かつ主体的に取り組む商業活動事業に対し補助する。</p> <table border="1" data-bbox="502 504 1444 1008"> <thead> <tr> <th>補助対象事業</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賑わい創出・商機能強化事業、地域課題対応事業（通常、商店街の未来を拓くプロジェクト指定団体）、インバウンド対策事業</td> <td>会員数に関わらず 40%以内 （一般地域は会員数に応じて 20～40%以内）</td> <td>900 千円</td> </tr> <tr> <td>補助対象事業ごと 1 団体につき 1 事業、合計 3 事業まで申請が可能</td> <td>商店街の未来を拓くプロジェクト指定団体は、会員数に関わらず 80%以内（一般地域は会員数に応じて 40～80%以内）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	補助対象事業	補助率	補助限度額	賑わい創出・商機能強化事業、地域課題対応事業（通常、商店街の未来を拓くプロジェクト指定団体）、インバウンド対策事業	会員数に関わらず 40%以内 （一般地域は会員数に応じて 20～40%以内）	900 千円	補助対象事業ごと 1 団体につき 1 事業、合計 3 事業まで申請が可能	商店街の未来を拓くプロジェクト指定団体は、会員数に関わらず 80%以内（一般地域は会員数に応じて 40～80%以内）	
補助対象事業	補助率	補助限度額								
賑わい創出・商機能強化事業、地域課題対応事業（通常、商店街の未来を拓くプロジェクト指定団体）、インバウンド対策事業	会員数に関わらず 40%以内 （一般地域は会員数に応じて 20～40%以内）	900 千円								
補助対象事業ごと 1 団体につき 1 事業、合計 3 事業まで申請が可能	商店街の未来を拓くプロジェクト指定団体は、会員数に関わらず 80%以内（一般地域は会員数に応じて 40～80%以内）									

<p>（6）企業の誘致対策</p> <p>●県税の課税免除</p> <p>●産業立地促進税制（不動産取得税の免除・減額）</p>	<p>過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業のうち当該市町村計画において振興すべき業種として定められたものの用に供する取得価額要件を満たす設備の取得等をした者に対する事業税、不動産取得税及び県が課する固定資産税の課税免除を行う。</p> <p>事業の用に供するための家屋を新築した場合、土地や家屋に係る不動産取得税を減免する。</p> <table border="1" data-bbox="486 1545 1436 2027"> <thead> <tr> <th></th> <th>免除</th> <th>減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業</td> <td>「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の区域等における、航空宇宙関連産業の製造業</td> <td>市町村長の申出に基づき、知事が指定した区域において、知事が指定した事業（製造業、運輸業等）</td> </tr> <tr> <td>対象不動産</td> <td colspan="2">家屋：事業の用に供するために、対象期間中に新たに取得（減額の場合は賃借可）した土地の上に新築された家屋 土地：対象期間中に取得し、その取得の日から 3 年以内に対象家屋を取得した場合における対象家屋の敷地となる土地</td> </tr> </tbody> </table>		免除	減額	対象事業	「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の区域等における、航空宇宙関連産業の製造業	市町村長の申出に基づき、知事が指定した区域において、知事が指定した事業（製造業、運輸業等）	対象不動産	家屋：事業の用に供するために、対象期間中に新たに取得（減額の場合は賃借可）した土地の上に新築された家屋 土地：対象期間中に取得し、その取得の日から 3 年以内に対象家屋を取得した場合における対象家屋の敷地となる土地	
	免除	減額								
対象事業	「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の区域等における、航空宇宙関連産業の製造業	市町村長の申出に基づき、知事が指定した区域において、知事が指定した事業（製造業、運輸業等）								
対象不動産	家屋：事業の用に供するために、対象期間中に新たに取得（減額の場合は賃借可）した土地の上に新築された家屋 土地：対象期間中に取得し、その取得の日から 3 年以内に対象家屋を取得した場合における対象家屋の敷地となる土地									

<p>●地域未来投資促進法に基づく支援</p>	<table border="1" data-bbox="486 150 1453 353"> <tr> <td data-bbox="486 150 619 353">軽減額</td> <td data-bbox="619 150 1027 353">税額の全額</td> <td data-bbox="1027 150 1453 353">         中小企業：税額の 3/4 に相当する額          その他（大企業等）：税額の 1/2 に相当する額       </td> </tr> </table> <p>地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすような事業を実施する民間事業者等を支援する。</p>	軽減額	税額の全額	中小企業：税額の 3/4 に相当する額 その他（大企業等）：税額の 1/2 に相当する額
軽減額	税額の全額	中小企業：税額の 3/4 に相当する額 その他（大企業等）：税額の 1/2 に相当する額		
<p>(7) 起業の促進</p> <p>●起業活動支援事業（再掲）</p> <p>●県税の課税免除（再掲）</p>	<p>三河山間地域での起業活動を支援することで、移住者等による起業活動の活発化及びネットワーク強化を図る。</p> <p>過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業のうち当該市町村計画において振興すべき業種として定められたものの用に供する取得価額要件を満たす設備の取得等をした者に対する事業税、不動産取得税及び県が課する固定資産税の課税免除を行う。</p>			
<p>(8) 観光又はレクリエーションの振興</p> <p>●施設整備事業</p> <p>●交流人口・関係人口創出・拡大事業（再掲）</p> <p>●スポーツ振興事業</p> <p>○観光施設費等補助事業</p>	<p>県民の森整備（諸施設改修等）（新城市） モリトピア愛知、園地等</p> <p>美と健康に着目した新たな観光ブランドのプロモーションや国内外の旅行者から宿泊先として選ばれる環境づくり、スポーツを通じた集客促進を行うなど、交流人口・関係人口の創出・拡大を図る。</p> <p>・「FIA 世界ラリー選手権ラリージャパン」や「奥三河トレイルランニングレース」といった大会の開催を支援し、大会のPRや会場での地域の魅力発信などを通じて、スポーツによる集客・交流を促進する。</p> <p>・2026年に開催される第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）を活かし、各市町村のスポーツ振興や活性化に貢献するため、市町村が定めた特定競技を重点的に普及・支援する仕組みの構築を図る。</p> <p>観光地の整備促進と観光客の誘致を図るため、市町村等が行う観光施設整備に必要な経費並びに観光展開等に要する経費の一部を助成する。</p>			

区 分		補 助 率	補助限度額		
自然公園内施設	無料施設	2/3 以内 (一般地域 1/2 以内)	17,000 千円		
	有料施設	1/2 以内 (一般地域 1/3 以内)			
一般観光地内施設		1/2 以内 (一般地域 1/3 以内)			
観光展開催		1/3 以内	県外	4,000 千円 (連携)	3,000 千円 (単独)
			県内	3,000 千円 (連携)	—
情報発信、イベント開催、人材育成等の事業		1/3 以内	3,000 千円 (連携)		
着地型旅行商品造成、地域ブランディング事業 ※対象期間は 2022 年度から 2024 年度まで。大河ドラマ「どうする家康」又はジブリパークに関連した事業に限る。		1/2 以内	3,000 千円		

### 3 地域における情報化

地域における情報化の施策として、次に掲げる事業を過疎地域の市町村と協力して実施する。

- …県において実施するもの。
- …過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
○三河山間地域情報格差対策費補助金	携帯電話不感地域を解消するため、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合に、国とともに補助を行う。 補助率 1社参画 2/15 (別に国1/2) 複数社参画 1/15 (別に国2/3)

### 4 交通施設の整備、交通手段の確保

交通施設の整備、交通手段の確保の施策として、次に掲げる事業を過疎地域の市町村と協力して実施する。

- …県において実施するもの。
  - …過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。
- (1) 基幹的な市町村道等の整備

事業名	事業内容		
●市町村道	改良 7路線 7,450m (全体延長)		
		幅員(m)	延長(m)
	・飯田海老線	5.0	420 (設楽町)
	・大島線	5.0	1,000 (新城市)
	・本郷下川農免線	7.25	1,130 (東栄町)
	・田内清崎線	9.25	190 (設楽町)
	・上原荒尾線	5.0	1,710 (設楽町)
	・猪見谷下上黒川線	5.0	1,000 (豊根村)
・豊邦作手線	5.0	2,000 (設楽町)	
●林道	新設 8路線 25,095m		
		幅員(m)	延長(m)
	・上新戸黒淵線	4.0	4,968 (新城市)
	・和田田代線	4.0	2,744 (新城市)
	・杉平田代線	4.0	960 (新城市)
	・中口尤線	4.0	3,264 (設楽町)
	・西菌目御園線	4.0	5,098 (東栄町)
	・望月峠線	4.0	2,391 (豊根村)
	・手澤線	4.0	4,986 (豊根村)
・河上瀬柏洞線	4.0	684 (豊田市)	

(2) 県道等の整備

事業名	事業内容		
●国道(知事管理分)	改良 3路線 15,000m (全体延長)		
		幅員(m)	延長(m)
	・257号	10.5~11.0	4,900 (設楽町)
	・420号	9.0~11.0	6,700 (豊田市・設楽町)
・473号	10.0	3,400 (設楽町・東栄町)	
●県道	改良 15路線 12,525m (全体延長)		
		幅員(m)	延長(m)
	・(主)飯田富山佐久間線	5.0	360 (豊根村)
	・(主)瑞浪大野瀬線	5.0	500 (豊田市)
	・(主)岡崎設楽線	10.0	640 (新城市)
	・(主)豊橋乗本線	10.0	860 (新城市)
	・(主)阿南東栄線	7.0	700 (豊根村)
・(主)東栄稻武線	7.0	1,400 (設楽町)	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(主)長篠東栄線 11.0 950 (新城市)</li> <li>・(主)豊田明智線 9.5 1,200 (豊田市)</li> <li>・(一)小渡明川足助線 7.0 400 (豊田市)</li> <li>・(一)八橋中設楽線 5.0 215 (東栄町)</li> <li>・(一)和市清崎線 5.0 2,000 (設楽町)</li> <li>・(一)坂上田振線 9.3 840 (豊田市)</li> <li>・(一)沢田御作線 7.5 1,350 (豊田市)</li> <li>・(一)田峯東大見線 5.0 520 (豊田市)</li> <li>・(一)茶臼山線 7.5 590 (豊根村)</li> </ul>
●農道	改良 1路線 8,200m (全体延長) 幅員(m) 延長(m) ・奥三河線 7.0 8,200 (設楽町)
●林道	改良 2路線 1,231m (全体延長) 幅員(m) 延長(m) ・雁峰線 4.0 428 (新城市) ・豊富線 5.0 803 (豊根村)

### (3) 市町村に対する補助事業

事業名	事業内容
○林道開設事業	・民有林林道開設 補助率 3/10 (別に国 5/10)
○林道改良事業	・民有林林道改良 (幹線) 補助率 2/10 (別に国 5/10) ・民有林林道改良 (その他) 補助率 3/10 (別に国 3/10)
○林道舗装事業	・民有林林道舗装 (幹線) 補助率 1/6 (別に国 1/2) ・民有林林道舗装 (その他) 補助率 1/3 (別に国 1/3)
○小規模林道事業	・開設事業 補助率 2/3~7/10 ・舗装事業 補助率 2/3 ・調査事業 補助率 2/3 ・改良事業 補助率 6/10~6.5/10 ・危険地対策事業 補助率 2/3~7/10
○ふるさと林道整備事業 (~2021年度)	・地域活性化事業債を利用して実施する林道の開設、改良、舗装 補助率 3/10
○市町村土木事業費補助金(道路事業)	・市町村道の道路改築、交通安全施設整備に対して補助する。 補助率 2/3 以内 (他地域は 1/2 以内)

### (4) 交通確保対策

事業名	事業内容
○バス運行対策費補助事業(山間地域バス運行対策費補助金)	補助率 1/2 (別に国 1/2) 1 路線維持費 経常費用と経常収益との差額(欠損額)に対して補助する。

○過疎バス路線維持費補助事業	2 車両減価償却費等 主として生活交通路線を運行するために必要なバス車両の購入に要する減価償却費及び金融費用（借入利息）に対して補助する。										
	3 路線維持合理化促進費 バス事業者の費用削減や増収努力等、バス路線運営の合理化を促進するためのインセンティブ措置である。										
	三河山間地域における乗合バス等の運行を確保するため、当該地域を含む市町村が行う事業の実施に要する経費に対して補助する。										
	1 乗合バス路線維持事業										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者</th> <th rowspan="2">補助対象経費</th> <th colspan="2">負担割合</th> </tr> <tr> <th>県（補助率）</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名鉄バス（株）</td> <td>欠損額又は運行費用（注1）のいずれか低い額 （市町村は欠損額の10/10補助）</td> <td>1/3 （注2）</td> <td>2/3</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	補助対象経費	負担割合		県（補助率）	市町村	名鉄バス（株）	欠損額又は運行費用（注1）のいずれか低い額 （市町村は欠損額の10/10補助）	1/3 （注2）	2/3
	事業者			補助対象経費	負担割合						
		県（補助率）	市町村								
	名鉄バス（株）	欠損額又は運行費用（注1）のいずれか低い額 （市町村は欠損額の10/10補助）	1/3 （注2）	2/3							
	2 市町村営バス事業										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>補助対象経費</th> <th>県（補助率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>欠損額又は運行費用（注1）のいずれか低い額</td> <td>1/3又は2/3 （注2）</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	補助対象経費	県（補助率）	市町村	欠損額又は運行費用（注1）のいずれか低い額	1/3又は2/3 （注2）				
事業者	補助対象経費	県（補助率）									
市町村	欠損額又は運行費用（注1）のいずれか低い額	1/3又は2/3 （注2）									
（注1）運行費用＝288.78円/km×実車走行km （注2）県の補助率：新城市及び北設楽郡の3町村の事業 2/3 豊田市の事業 1/3（乗合バス路線維持事業は豊田市のみ）											
3 車両購入事業											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象市町村</th> <th>補助限度額</th> <th>県（補助率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政力指数が0.5未満の市町村</td> <td>1台 6,000千円</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	対象市町村	補助限度額	県（補助率）	財政力指数が0.5未満の市町村	1台 6,000千円	1/2					
対象市町村	補助限度額	県（補助率）									
財政力指数が0.5未満の市町村	1台 6,000千円	1/2									

## 5 生活環境の整備

生活環境の整備の施策として、次に掲げる事業を過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
●砂防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おせん川 砂防堰堤工 (豊田市)</li> <li>・巴川第28支川 砂防堰堤工 (豊田市)</li> </ul>

●急傾斜地崩壊対策事業	・狭石沢	砂防堰堤工	(豊田市)
	・駒山川	砂防堰堤工	(豊田市)
	・藪下沢	砂防堰堤工	(豊田市)
	・小田木川第6支川	砂防堰堤工	(豊田市)
	・白山川第1支川	砂防堰堤工	(豊田市)
	・白山川第2支川	砂防堰堤工	(豊田市)
	・井戸川沢	砂防堰堤工	(豊田市)
	・堂根沢	砂防堰堤工	(豊田市)
	・則定川第1支川	砂防堰堤工	(豊田市)
	・大木本沢	砂防堰堤工	(豊田市)
	・羽石沢	砂防堰堤工	(新城市)
	・上六沢	砂防堰堤工	(新城市)
	・市場沢	砂防堰堤工	(新城市)
	・豊川第46支川	砂防堰堤工	(新城市)
	・中川第2支川	砂防堰堤工	(新城市)
	・岡田洞沢	砂防堰堤工	(設楽町)
	・当貝津川第13支川	砂防堰堤工	(設楽町)
	・神谷沢	砂防堰堤工	(設楽町)
	・洞ノ沢	砂防堰堤工	(東栄町)
	・大千瀬川第6支川	砂防堰堤工	(東栄町)
	・和手具津沢	砂防堰堤工	(東栄町)
	・鎌沢	砂防堰堤工	(東栄町)
	・井戸川	砂防堰堤工	(豊根村)
	・杉橋沢	砂防堰堤工	(豊根村)
	・坂宇場川第17支川	砂防堰堤工	(豊根村)
	・山梨区域	擁壁工	(豊田市)
	・大木本区域	擁壁工	(豊田市)
	・老平区域	擁壁工	(豊根村)
	・成瀬区域	擁壁工	(豊田市)
	・名木下区域	擁壁工	(豊田市)
	・西檜尾区域	擁壁工	(豊田市)
	・上冷田区域	擁壁工	(豊田市)
	・北洞区域	擁壁工	(豊田市)
・小守岩区域	擁壁工	(豊田市)	
・便福区域	法面工	(新城市)	
・作手高松柿平区域	擁壁工	(新城市)	
・浦山区域	擁壁工	(新城市)	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・坂場区域 擁壁工 (東栄町)</li> <li>・山ノ上田区域 擁壁工 (東栄町)</li> <li>・田口区域 擁壁工 (設楽町)</li> <li>・小原田代区域 擁壁工 (豊田市)</li> <li>・堂貝戸区域 擁壁工 (豊田市)</li> <li>・ス形区域 擁壁工 (豊田市)</li> <li>・東宇連区域 擁壁工 (豊根村)</li> <li>・玉ノ木区域 擁壁工 (設楽町)</li> <li>・新井区域 擁壁工 (豊根村)</li> </ul>
●条件不利地域における空き家流通促進事業	<p>宅地建物取引業者の数が少ない北設楽郡3町村に、空き家に関するアドバイザーの派遣や物件調査の支援を通じて、空き家の流通を促進させる。 (2021年度～2023年度実施)</p>
○農業集落排水事業	<p>農業集落におけるし尿、生活雑排水等処理する施設の整備・更新に対し補助する。 補助率 2.1/10 (別に国 5/10)</p>
○生活基盤施設耐震化等補助金	<p>水道事業者が行う水道施設の耐震化や老朽化対策等に対し補助する。 補助率 1/4～4/10 (2024年度まで実施)</p>
○三河山間地域簡易水道施設整備費補助金	<p>三河山間地域の簡易水道等施設整備事業に対し補助する。 補助率 3/20～1/4(別に国 1/4～4/10)</p>
○浄化槽設置整備事業	<p>市町村が行う浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽整備推進事業の実施に要する経費に対し補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 転換浄化槽設置費 基準額：設置費相当額×40% 補助率 1/5 (別に国 1/3) 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を行う場合に限る。</li> <li>2 特定地域<sup>※</sup>に対する設置費の上乗せ 基準額：設置費相当額×10% 補助率 3/10 特定地域において単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽(10人槽まで)への転換を行う場合に限る。 ※ 特定地域：水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域及び水質浄化を必要とする水道水源地域(巴川流域)</li> <li>3 単独処理浄化槽撤去費</li> </ol>

○南海トラフ地震等対策事業費補助金	<p>基準額：120 千円/件 補助率 1/5 (別に国 1/3)          単独処理浄化槽が合併処理浄化槽の設置に伴い撤去される場合に限る。</p> <p>4 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る宅内配管工事費          基準額：300 千円/件 補助率 1/5 (別に国 1/3)          単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行う場合、又は公共浄化槽を設置する場合の宅内配管工事費用に限る。</p> <p>5 汲み取り便槽撤去費          基準額：90 千円/件 補助率 1/5 (別に国 1/3)          汲み取り便槽が合併処理浄化槽の設置に伴い撤去される場合に限る。</p> <p>6 汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に係る宅内配管工事費          基準額：300 千円/件 補助率 1/5 (別に国 1/3)          汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を行う場合の宅内配管工事費用に限る。</p> <p>7 公共浄化槽設置費          基準額：設置費相当額 補助率 8.6/60 (別に国 1/3)          市町村が浄化槽処理促進区域内に、公共浄化槽を設置する場合に限る。</p> <p>市町村が行う耐震性貯水槽、孤立が予想される集落への相互通信機器及びヘリスポットの整備、防災マップの作成並びに小型動力ポンプ付積載車等消防施設の整備等に要する経費に対して補助する。          補助率 1/2 以内又は 1/3 以内</p>
-------------------	--

6 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の施策として、次に掲げる事業を過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
●介護福祉士等修学資金貸付事業	<p>介護福祉士等養成施設等で介護福祉士等の資格の取得を目指す学生等に対して修学資金の貸付けを行う。            (過疎地域の介護施設等において3年間(その他地域においては5年間)引き続き従事した場合、返還免除)</p>
●保育士修学資金貸付事業	<p>指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付けを行う。</p>

<p>○特例保育(地域型保育 給付費負担金に計上)</p>	<p>(過疎地域の保育所等において3年間(その他地域においては5年間)引き続き従事した場合、返還免除)</p> <p>特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である山間地、離島その他の地域については毎年、内閣総理大臣が定める基準が設けられる。 (豊田市の一部地域)</p> <p>国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</p>
-----------------------------------	--

## 7 医療の確保

医療の確保の施策として、次に掲げる事業を過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
<p>(1) 無医地区対策</p> <p>●特定町村保健師確保 定着対策事業</p> <p>●へき地保健栄養指導 事業</p> <p>●歯科口腔保健推進研 修事業</p> <p>●愛知県医療審議会 5 事業等推進部会</p> <p>●自治医科大学卒業医 の市町村派遣</p> <p>○へき地医療対策推進 費(施設・整備) 補助金</p> <p>○へき地患者輸送車整 備費補助事業</p>	<p>保健師等人材確保の支援及び保健所保健師による過疎市町村の保健師に対する現任教育を行う。</p> <p>へき地住民に対する食生活改善指導を行う。</p> <p>歯科専門職及び地域関係者の資質向上と相互の連携を促進するための研修を行う。</p> <p>愛知県医療審議会に設置された5事業等推進部会において、総合的なへき地医療対策を検討する。</p> <p>へき地に勤務する医師の確保を図るため、自治医科大学卒業医をへき地市町村へ派遣する。</p> <p>へき地医療拠点病院及びへき地診療所が施設、設備を整備する場合に補助する。 補助率 へき地医療拠点病院 (施設) 1/2(別に国 1/2) (設備) 1/2(別に国 1/2) へき地診療所 (施設) 国 1/2 (設備) 国 1/2</p> <p>へき地の患者を最寄りの医療機関へ運ぶための患者輸送車の整備に対して補助する。</p>

<p>○へき地医療対策費補助金</p>	<p>補助率 国 1/2</p> <p>へき地医療拠点病院が行う無医地区巡回診療やへき地診療所への医師派遣、へき地診療所の運営費に対して助成する。</p> <p>補助率 へき地医療拠点病院 1/2(別に国 1/2) へき地診療所 1/6(別に国 2/3)</p>
<p>(2)その他の医療の確保</p> <p>●医師等の派遣調整</p> <p>●広域災害救急医療情報システムの運営</p> <p>●ドクターヘリ運営費補助金</p>	<p>愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室に設置するへき地医療支援機構において、へき地診療所への代診医師等の派遣調整を行う。</p> <p>県民、医療機関、消防本部等に医療機関の情報を提供する広域災害救急医療情報システムを運営する。</p> <p>高度医療機関への短時間搬送を可能にすることにより、救急患者の救命率向上を図るため、高度救命救急センターのドクターヘリに係る運営費に対して補助する。</p> <p>補助率 1/2 (別に国 1/2)</p>

## 8 教育の振興

教育の振興の施策として、次に掲げる事業を過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
<p>○過疎地域スクールバス運営費補助金</p>	<p>過疎地域における公立小中学校児童生徒の通学条件の緩和を図るため、市町村のスクールバスの運営事業に対し、経費の一部を補助する。</p> <p>補助限度額 1台当たり 予算の範囲内で定める額</p>
<p>○「ふるさと 出会いの創造」推進事業</p>	<p>へき地小規模校における効果的な学習指導の実施、児童の連帯性及び社会性の醸成、都市の生活体験、郷土の芸術・文化体験活動等に要する経費に対して補助する。</p> <p>補助率 1/2 以内</p>

## 9 集落の整備

集落の整備の施策として、次に掲げる事業を過疎地域の市町村と協力して実施する。

- …県において実施するもの。
- …過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
●愛知県交流居住センター事業（再掲）	集落支援コーディネーターの派遣などを通じた集落支援を行う。
○がけ地近接等危険住宅移転事業	<p>がけ地の崩壊等により住民の生命・財産に危険を及ぼすおそれのある区域において、市町村が危険住宅の移転を行うものに対して補助金を交付する場合、市町村に補助する。</p> <p>1戸当たりの補助限度額(補助率 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4)</p> <p>危険住宅の除却費（住宅局標準建設費等通知で定める除却工事費）</p> <p>動産移転費等 975 千円</p> <p>建物助成費 3,250 千円（4,650 千円）</p> <p>土地購入費補助 960 千円（2,060 千円）</p> <p>敷地造成費補助 一千円（608 千円）</p> <p>（ ）内は、特殊土地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域内の額</p>

## 10 地域文化の振興等

地域文化の振興等の施策として、次に掲げる事業を過疎地域の市町村と協力して実施する。

- …県において実施するもの。
- …過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
●交流人口・関係人口創出・拡大事業（再掲）	交流人口・関係人口拡大に向け、三河山間地域に直接足を運び、三河山間地域のファンとなり得るためのきっかけ作りとして、地元の文化・資源を活用した誘客イベントを開催する。

## 11 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーの利用の推進の施策として、次に掲げる事業を過疎地域の市町村と協力して実施する。

- …県において実施するもの。
- …過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
○住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金	市町村が実施する太陽光発電施設や蓄電池といった住宅用地球温暖化対策設備の導入支援に要する経費に対して補助する。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

その他地域の持続的発展に関し必要な事項の施策として、次に掲げる事業を過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容						
●ワーケーション等促進事業	三河山間地域の特徴を活かしたワーケーション等の促進を行う（2021～2023年度実施）。						
●ワーケーション等環境整備事業	テレワークやワーケーションが可能な施設を整備するとともに、施設間の連携を進め、訪れやすい環境づくりを行う（2021年度実施）。						
○過疎バス路線維持費補助事業（再掲）	三河山間地域における乗合バス等の運行を確保するため、当該地域を含む市町村が行う事業の実施に要する経費に対して補助する。 車両購入事業						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象市町村</th> <th>補助限度額</th> <th>県（補助率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政力指数が0.5未満の市町村</td> <td>1台 6,000千円</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	対象市町村	補助限度額	県（補助率）	財政力指数が0.5未満の市町村	1台 6,000千円	1/2
対象市町村	補助限度額	県（補助率）					
財政力指数が0.5未満の市町村	1台 6,000千円	1/2					
○山間市町村振興資金貸付事業	持続可能な行財政基盤の確立のため、三河山間地域または離島を有する市町村のうち、財政力が脆弱な団体を対象とし、社会資本の整備等に対して、貸付けを行う。						
○元気な愛知の市町村づくり補助金	<p>・「従来枠」（市町村振興事業費補助金継承分）</p> <p>すべての人々が安心して暮らせる明るく活力ある地域社会の実現を図るため、市町村又は地域住民5人以上で構成する団体（名古屋市内に所在する団体を除く。）が地域において自主的かつ主体的に取り組む事業の実施に要する経費に対して予算の範囲内において補助する。</p> <p>補助率 市町村 1/2 以内 地域団体 1/3 以内</p> <p>（ただし、南知多町大字篠島、南知多町大字日間賀島、旧一色町大字佐久島、旧額田町、旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町、旧稲武町、北設楽郡の全域、旧鳳来町、旧作手村の区域における事業及び知</p>						

	<p>事が定める事業については、1/2 以内)</p> <p>補助金限度額 1 団体につき 1,000 千円</p> <p>・「チャレンジ枠」</p> <p>「あいちビジョン 2030」に沿って、地域の個性を生かして市町村又は広域連合が自主的・主体的に行う先進的な新規事業の実施に要する経費に対して予算の範囲内において補助する。</p> <p>補助率 通常 1/2 以内 新城設楽地域 2/3 以内</p> <p>補助金限度額 1 事業につき 5,000 千円</p> <p>・「DX推進枠」</p> <p>市町村が行うデジタル化・DXを推進するための新規事業の実施に要する経費に対して予算の範囲内において補助する。</p> <p>補助率 通常 1/2 以内 新城設楽地域 2/3 以内</p> <p>補助金限度額 1 団体につき 5,000 千円</p> <p>・「人口問題対策枠」</p> <p>「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2023-2027（愛知県人口問題対策プラン）」を踏まえて市町村が行う人口問題対策事業の実施に要する経費に対して予算の範囲内において補助する。</p> <p>補助率 通常 1/2 以内</p> <p>新城設楽地域 2/3 以内</p> <p>過疎法の人口要件に該当する市町村 2/3 以内</p> <p>補助金限度額 1 団体につき 5,000 千円</p>
--	---